

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成28年12月9日(金) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 伊藤裕一君 |
| 5番 | 長田麻美君 |
| 6番 | 山本伸子君 |
| 7番 | 杉森弘之君 |
| 8番 | 須藤京子君 |
| 9番 | 黒木のぶ子君 |
| 10番 | 甲斐徳之助君 |
| 11番 | 池辺己実夫君 |
| 12番 | 守屋常雄君 |
| 13番 | 市川圭一君 |
| 14番 | 小松崎伸君 |
| 15番 | 石原幸雄君 |
| 16番 | 遠藤憲子君 |
| 17番 | 鈴木かずみ君 |
| 18番 | 利根川英雄君 |
| 19番 | 山越守君 |
| 20番 | 板倉香君 |
| 21番 | 柳井哲也君 |
| 22番 | 中根利兵衛君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君

庶務議事課長補佐 中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐 飯 田 晴 男 君
書 記 飯 村 彰 君

平成28年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成28年12月9日(金) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第78号 牛久市障害者自立支援協議会条例について
- 日程第 2. 議案第79号 牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について
- 日程第 3. 議案第80号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第81号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第82号 牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第83号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第84号 牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第85号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第92号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第93号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12. 議案第87号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13. 議案第88号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14. 議案第89号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15. 議案第90号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16. 議案第91号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17. 意見書案第7号 医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について
- 日程第18. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

請願第6号の1件が提出されましたので、報告いたします。

なお、請願第6号については、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第78号ないし日程第16、議案第91号の16件及び日程第17、意見書案第7号の1件を一括議題といたします。



議案第78号 牛久市障害者自立支援協議会条例について

議案第79号 牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

議案第80号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第81号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第83号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第84号 牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について

議案第85号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第92号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第93号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第87号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第89号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第90号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

意見書案第7号 医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） これより議案第78号ないし議案第85号、議案第92号及び議案第93号、議案第86号ないし議案第91号の16件及び意見書案第7号の1件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第78号についての質疑を許します。8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 議案第78号について質問いたします。

この条例は、障害者自立支援法で定められて設立されていた障害者自立支援協議会に新たに差別解消法における差別解消支援地域協議会の役割をも含めて条例化するというふうに認識しております。

そこで、少し目的が違うその自立支援協議会に差別解消支援地域協議会の役割を持たせたということについてその背景、そして条例化への位置づけということに対するその背景を御説明いただきたいと思います。

そして、自立支援協議会のこの会議の中で第2条の（7）「障害を理由とする差別を解消するための取組みに関するということ」ということがこれまでの自立支援協議会に新たに加わっているということになりますけれども、具体的にこれまでのその協議会でやってきたものとプラスされたこの取組みというのはどういう形でやるのか、そして専門委員会も設立できる、専門部会も設立できるということになりますけれども、こうしたものも含めてその組織の中でこれまでの委員の方々で部会を新たにつくってやるのか、その運営についてもお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問にありまして、今回の条例制定に向けましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、これが制定されたことに伴いまして、障害者差別解消支援地域協議会というものを本法律の中で定めることができるというふうにされております。これは、いわゆる制度のたらい回しなどを防ぎ、地域ぐるみの主体的な取り組みをするために地方公共団体がその機関をその地域の自立支援協議会等と連携を図りながら推進していくということが狙いとして位置づけられてございまして、これまでの障害者基本法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に

関する法律、そして先ほど申しました障害者差別解消法ですね、こちらの法律に基づいて障害者の施策推進を図るためにこれまで規則で定めていたものを条例として障害者基本法に位置づけられる条例として定めることができる協議会というものを設立することによって、さらなる障害者の施策推進を図っていくということで今回条例化させていただこうとしたものでございます。

そして、「障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること」というものを新たに先ほどの障害者差別解消法に基づいて所掌事務の中に入れさせていただいて、協議会の中でさまざまな障害に対する差別、それをなくすための取り組み等についても協議を願うということを狙いとしてございます。

あと、専門部会についての御質問でございますが、専門部会につきましては、現在、障害者自立支援協議会というものが規則の中で定められて動いているわけでございますが、現在の委員の人たちを引き続いて協議会の委員としてお願いしながら、部会につきましては、権利擁護の部会、就労相談等の部会、それとプラン等にかかわる部会、そういった部会を立ち上げさせていただいて、この中でそれぞれの部会の活動をしていただくということを考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 条例にするということは、これまで規則で定めていたものをより明確にするという意味では私は大いに賛同するところでございますけれども、この障害者差別解消法におけるその差別解消支援地域協議会の役割というのは、日常生活の中で、また、就労雇用の場で起きている障害者に対する差別、これをどういうふうに合理的配慮のもとに解消していくかというところがこの法律の主眼でありまして、自立支援法で定められている相談事業とか、先ほどの情報の共有とか権利擁護ですね、この権利擁護と差別解消は似ているようで若干違うところもございますので、こうした差別解消法における取り組みというものを1項目だけで、これまでの専門部会だけでなく、新たに取組んで、それぞれの就労ですとかそういうものの中にある障害者の差別に対するどういう事例があって、相談事業の中でもどういう差別のもとに行われた事案であるのかとか、そういう事例をいっぱい集めてそれを市民に示すことによって、私たちが意識下にある障害者差別というものを検証し啓発活動につなげていくということが必要になってくると思うんですね。

そうすると、やはり専門部会のような形で立ち上がってこないと、この差別解消法における支援地域協議会の役割を果たせないような気がするんですけども、その点について、これを別個にやることになると同じような先生方が重複して同じような会議に出るということになるかと思っておりますので、1つにすることにはやぶさかではないんですけども、そうした差別解

消法をどうやって進めて、これに基づくその施策をどう進めていくか、この点をもう少しちょっと、この位置づけとしてこの条例の中でどういうふうにやっていくか、専門部会でやっておこうという意見があるのか、その点を再度伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問にございましたとおり、障害者差別解消法は不当な差別の取り扱いとか合理的な配慮の不提供、そういった問題をなくしていこうということで、今回の条例化に当たりまして、さっき申しました第7項の中に設けてございまして、それによりまして部会のほうで先ほど申しました専門部会という中で相談というところの項目を担っていく部会、8名の委員さんを想定してございますが、その8名の委員さんの中でそういった差別に対する問題あるいは合理的な配慮、今後どう進めていったらいいのかということを公的な立場で求められるものと、あとは民間の事業者が求められるものがございまして、そういったものをその専門部会の中で議論、協議いただければというふうに考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第79号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号についての質疑を許します。7番杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 議案第80号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について質問いたします。

今回の改正では、2014年に分割した環境部と経済部をもとに戻して環境経済部に統合するというものであります。議員全員協議会での説明では、業務をより機能的で円滑に行うため、横断的に組織力を発揮させるためとあります。これはかなり抽象的な理由づけでありますけれども、私がちょっとお聞きしたいのは、2014年2月10日に開催された第1回牛久市議会臨時会でこの分割を提案され、実際にそうになっていったという経緯があるわけですが、2014年というと今から何年前なのかと。2年ちょっとですよ。3年弱というふうな言い方もできるかもわかりませんが、3年弱で統合したり、また分割したりというふうなことをやったという割には、この理由づけが余りにも抽象的過ぎないかということを思うわけであります。

当時、池辺前市長はこの分割に当たって次のように述べています。

本件は、本市における重要課題であるごみ処理に係るコスト及びクリーンセンターの維持管理費等のコストの圧縮、バイオスタウン構想の推進や安心できる生活環境のための迅速な方向性の決定、スローシティのまちづくりを推進するため、商工農政一体となった地産地消のさらなる推進や牛久市独自の食文化の構築など、将来を見越した施策の実行が迫られております。これら市全体の事業に影響を与える重要課題及び市民の多様なニーズに対応するため、所掌事務の広い環境経済部門において、これまで以上に横断的な組織力が発揮できるよう、環境経済部を環境部と経済部に分割するため改正するものであります。

という理由を述べていたわけですが。これをもとに戻すということならば、そもそも当時の池辺前市長の言っていた説明がどうであったのか、また、その結果どうだったのか、これが当然述べられてしかるべきではないのかというふうに思うわけでありまして。

この部等の改編で費用がどの程度かかったのか、よく聞いておりませんが、そういうふうな問題よりも組織いじりといいますかね、何かくつつけたり離したり、そういうものが安易に行われているのではないのかという市民からの指摘もあるわけですが。これについてどのようにお考えなのか質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 杉森議員の御質問にお答えをいたします。

今から2年前に環境部と経済部、当時、環境経済部を2つの部に分けたわけでございます。それにつきましては、今、杉森議員がおっしゃったとおり、バイオスタウン構想の維持や安心できる生活環境のための迅速な方向性の決定、スローシティのまちづくりの推進、そういったものを理由として分離をしたわけでございますが、2年がたちまして今現在こちらの事業については、それぞれ課題はございますけれども、その事業については推進を順調に進めているということがございます。

また、組織のこの分離ということをしましたけれども、今後はこういった組織についてはなるべくコンパクトにしていこうという方針を持っておりまして、そういったことから今回環境部と経済部を統合した次第でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 私は別に前に分離したことが誤っていたのかどうかははっきりしろとか、そういうふうなところまで別に求めようとは思っていませんけれども、今コンパクトにしていこうと考えているということは大変大事な視点だろうというふうに思いますので、今後そのような視点というものを、今の現状の中でもっといろいろ考えるべきことも多いのかというふうに思いますので、進めていってほしいというふうに思います。

それから、細かいことですが、幾つか質問させていただきます。新旧対照表の中で、第2条

第1号の市長公室のウのところ「シティプロモーション」という現行のものが「広報」という表現に変わっています。これの趣旨はどういうものなのかということ、そして広報が現行では市民部になっているわけですが、市長公室に移ったということの意味をお聞きいたします。

そして、具体的な業務分担のところでは、広報うしくというのは具体的にはどこが担当するのかお聞きします。

それから、市営住宅に関することが保健福祉部から建設部に移行しているわけですが、例えば市営住宅の募集業務などはこれから建設部が担当するということになるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） それでは、新旧対照表でございますそれぞれの所管事務の移行について御説明をいたします。

まず、シティプロモーションでございますが、こちらは平成29年度より広報に関することと一本化する予定でございます。こちらは、シティプロモーションをなくすという考えではなく、戦略的に総合的に広報を進めていきたいということで、全て市長公室、市長直下にそういった組織を置くという考えで今回改正をしております。

それから、広報うしくも同様に市長公室に移る考えでございます。

それから、続きまして市営住宅でございますけれども、こちらにつきましては、今まで福祉の側面を持たせて福祉部に移したという経緯がございますが、こちらについては福祉政策ではないというわけではなく、そのままそういったものについては継続をさせていただきまして、今後、市営住宅の統廃合あるいは建てかえ、そういったものを推進していくということから、将来的なことも見据えまして、建設的な知識、専門的な知識を要する建設部に移行するという考えでございます。

以上です。（「市営住宅の募集」の声あり）

市営住宅の募集につきましては、まだ、そういった細かいところはこれから行政組織規則の中で決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第81号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第81号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第82号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第82号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第83号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第83号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第84号についての質疑を許します。17番鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 奨学基金条例の一部を改正する条例ということで、これまで大変、校長の推薦であるとか、そういう形でやっていって非常に該当者も少なく、平成26年以前ですと2名から5名ぐらいの対象者で対応していたわけですけども、平成27年からは一般奨学金が16名にふえているということで、交通遺児等の奨学金が2名というような感じで、平成28年度においては希望者が既に一般で30名という形でふえていると。そして、奨学金の額もふやして7万2,000円から12万円、また、交通災害のほうは3万6,000円から6万円ということで、大変大きく前進をした内容になっているというふうに思います。

その中で、全員協議会の中で示された資料等もありますが、支給要件等、いろいろ改善している部分があると思うんですけども、一つには交通災害遺児等奨学金のついての交通事故のほかに疾病による原因というものも追加されているわけですけども、どのような事例が考えられるのか、実際にはどのようなことなのかということをお伺いしたいと思います。

そして、支給回数が年に2回というふうに改正されているわけですけども、この支給の時期ですね、例えば入学準備との関係で1回は早期に出す必要もあるかと思われるわけですけども、どのように想定しているのかということをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 交通遺児のほうですけども、こちらにつきましては疾病というところを新たに設けております。この疾病については、例えばどの病名どうこうというところは細かくは規定はしてございませんけれども、あくまでもその原因によって生活が非常に困窮している、それによって子供たちの学ぶ機会が失われるということがないように、そういった観点で「疾病に」というものを入れました。また細かいところ、病名等は決定してございませんけれども、生活が困窮している状態というところを認めたものということになります。

また、2回の支給時期ということですけども、こちらは年度末に1回というものを4月から9月までの分を10月、また、その後半を年度末にもう1回ということを予定しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） その支給回数のことですけれども、10月と年度末ということになりますと、実際に入学をするためにお金が必要だというような場合もあるわけですが、そういったことには対応できないということになるのかなというふうに思うんですが、その点についてはどういうふうに考えるのかということ、再度伺いたいと思います。

それから、6条の2のところの「交通災害遺児等奨学金受給者については、該当者を選出し、小中学校在学期間中は受給者として取り扱う」ということなんですが、小中学校在学期間中の取り扱いということになりますと、就学援助との関係はどうか、就学援助を受けている人は該当しないということになっていくのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 支給の時期をもっと早目にということで、入学準備のためにもっと早目にというところがあります。全国でも、就学援助の場合には支給時期を早めるとか、そういう動きがあるようですけれども、こちらはその前年の所得、その世帯の状況等も6月等、新たなその世帯の所得状況、そういったものの判断が必要となりますので、それ以後、速やかに決定をして支給をしていくということで、今のところ2回、10月と年度末ということを予定しております。また、近隣市町村の状態、動きを見まして、そういったものが可能であれば検討していきたいと思います。

また、就学援助とどういう関連ということですが、こちらは就学とダブルで、交通災害遺児の部分も1名受給している状況にありますので、そちらは小中学生が資格ということになりますけれども、こちらはどちらか一方ではなくてダブルでの受給も可能ということになっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第84号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第85号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第85号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第92号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第92号について質問をいたします。

人事院勧告に基づく改正ということなんですが、給与については0.2%の引き上げ、また、勤勉手当については0.1カ月の引き上げという、それから再任用については年0.05カ月の引き上げという御説明がございました。月額にすると幾らになるか伺いたいと思います。と

にかく、引き上げとなる若年職員、また、それ以外の方についてはどうなのか伺います。それと、全体の総額がわかればお示してください。

そして、次の93号との関係もあるんですが、期末手当ではなく、なぜ勤勉手当になっているのかということ伺いたと思います。

それで、市の場合には、今回は給与、そして勤勉手当ということだったんですが、扶養手当についても配偶者の控除の見直しとかそういうものもありまして、それについて今後はどうなるかということ、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人事院勧告で今回改定された月額、幾らぐらいかということでございますが、全体で平均大体、初任給が1,500円、その他につきましては大体400円、平均改定率が0.2%となっております。

それから、全体の総額ということでございますが、こちらにつきましては、今回給料、地域手当、それぞれ賞与、時間外、共済費等に影響を与えまして、1,870万円程度の影響額が出ると考えております。

それから、なぜ勤勉手当かということでございますが、これは、済みません、こちらとしてはちょっと人事院勧告のその勤勉手当、期末手当のところは確認をしておりませんでした。申しわけありません。

それから、扶養手当につきましては、今後人事院勧告の内容を見まして検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今の御答弁の中で、初任給が1,500円、そしてそれ以上については400円というお答えがございました。それで、この若年職員というのは大体、年齢ですね、その辺、何歳ぐらいから何歳が該当するのかということ伺いたと思います。実質賃金のこれは引き上げにつながるのかどうか、その辺も確認をしたいと思います。

それで、なぜ勤勉手当なのかということでありましたが、これはそういうことで人事院勧告のそのところということだということなんですが、この勤勉手当については人事評価、そういうものが反映されていかれるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 再度の御質問にお答えをいたします。

こちらの人事院勧告の影響で初任給、それから若年層ということですが、若年層については

何歳から何歳という規定はありませんので、一概には、ちょっと済みません、こちらで御回答はできないんですが、やはりクラスでいうと主事、主任あたりになるのかなど。ほぼ主事ですので、20代だと考えております。

それから、これは引き上げにつながるのかということですが、これはあくまでも改定でございますので、もちろん改定したことによって引き上げにはなっていると考えております。

それから、勤勉手当における人事評価でございますが、こちらは人事評価が大きく影響をいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第92号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第93号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第93号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第86号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第86号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第87号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第87号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第88号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第88号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第89号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第89号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第90号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第90号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第91号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第91号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

議題となっております議案第78号ないし議案第93号の16件、意見書案第7号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管委員会へ付託いたします。

平成28年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

- 議案第 80号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ

◎教育民生常任委員会

- 議案第 78号 牛久市障害者自立支援協議会条例について
- 議案第 84号 牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ
- 議案第 87号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 90号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 意見書案第7号 医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について

◎産業建設常任委員会

議案第 79号 牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

議案第 86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ

議案第 88号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 89号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 58号 土地取得について（継続審査）

請願第 6号 エスカードビル内のイズミヤ撤退にともなって食品売り場等の店舗設置を
求める請願書

平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
1 市 税	1 市 民 税	1 個人		
	2 固 定 資 産 税	1 固定資産税		
12 分担金及び負担金	1 負 担 金		1 民生費負担金	
14 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金		1 民生費国庫負担金	
	2 国 庫 補 助 金	1 総務費国庫補助金	2 民生費国庫補助金 6 教育費国庫補助金	5 土木費国庫補助金
15 県 支 出 金	1 県 負 担 金	1 民生費県負担金 [災害救助費負担金]	1 民生費県負担金 [社会福祉費負担金] [児童福祉費負担金]	
	2 県 補 助 金		1 民生費県補助金 2 衛生費県補助金 5 教育費県補助金	3 農林水産業費県補助金
	3 委 託 金		6 民生費委託金	
17 寄 附 金	1 寄 附 金	1 ふるさと牛久応援寄附金	2 教育費寄付金	
18 繰 入 金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		3 借地取得基金繰入金
20 諸 収 入	5 雑 入	4 雑入		
21 市 債	1 市 債	2 衛生債		
		3 土木債		
		4 臨時財政対策債		
		5 教育債		

第1条 第1表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (目) 1. 議会費 (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 7. 企画費 (目) 8. 交通安全対策費 (目) 9. 電子計算費 (目) 10. 自治振興費	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 1. 社会福祉総務費 (目) 3. 介護保険費 (目) 4. 障害福祉総務費 (目) 7. 自立支援給付費 (目) 9. 地域生活支援費 (目) 12. 国民健康保険事業費 (目) 13. 老人医療給付費 (目) 14. 後期高齢者医療給付費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

<ul style="list-style-type: none"> (目) 19. 諸費 (項) 2. 徴税費 (目) 2. 賦課徴収費 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 4. 防災対策費 (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 1. 元金 2. 利子 <p style="text-align: center;">各款における人件費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 (目) 2. 児童措置費 (目) 3. 保育園費 (項) 3. 生活保護費 (目) 2. 扶助費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 2. 予防費 (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 2. 事務局費 (目) 3. 教育指導費 (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 (目) 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 2. 生涯学習センター費 (項) 6. 保健体育費 (目) 1. 保健体育総務費 (目) 2. 体育施設費 (目) 3. 学校給食費 	<ul style="list-style-type: none"> (目) 3. 農業振興費 (目) 5. 農地費 (款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 (目) 3. 道路新設改良費 (目) 4. 排水路整備費 (項) 4. 都市計画費 (目) 2. 公共下水道費 (目) 3. 公園費 (目) 6. 駅周辺整備費 (目) 7. 都市基盤再整備費
--	---	--

第 2 条 第 2 表 繰越明許費 教育民生常任委員会

第 3 条 第 3 表 債務負担行為補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第 4 条 第 4 表 地方債補正 総務常任委員会

○議長（市川圭一君） 次に、日程第 18、休会の件を議題といたします。

○

休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、あす 10 日から 15 日までの 6 日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす 10 日から 15 日までの 6 日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 36 分散会